

財政状況等一覧表（平成20年度）

(単位:百万円)

団体名 海老名市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
24,193	-	983	25,176

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	36,556	34,398	2,158	826	133,987	21,204	
一般会計等	36,556	34,398	2,158	826		21,204	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
下水道事業特別会計	3,489	3,280	209	171	480	15,212	4,457	
国民健康保険事業特別会計	11,108	10,609	500	500	1,250	-	-	
後期高齢者医療事業特別会計	787	766	21	21	135	-	-	
老人保健医療事業特別会計	601	553	48	48	81	-	-	
介護保険事業特別会計	4,206	4,022	185	185	712	-	-	
公営企業会計等 計				925		15,212	4,457	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
広域大和斎場組合	495	471	24	24	-	197	45	
高座清掃施設組合	4,363	4,129	234	234	-	1,302	455	
神奈川県市町村職員退職手当組合	5,861	5,818	44	44	14,000	-	-	
神奈川県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	2,535	1,943	592	588	26	-	-	
神奈川県後期高齢者医療広域連合(事業会計)	478,584	471,179	7,405	7,405	606	-	-	
一部事務組合等 計				8,295		1,499	500	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
海老名市土地開発公社	0	2	-	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計									

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
財政調整基金	2,507	2,796	289
減債基金	15	55	40
その他充当可能基金	6,584	6,406	△ 178
充当可能基金 計	9,106	9,257	151

- (注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	-	-	-	12.07	20.00	下水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	17.07	40.00				
実質公債費比率	3.2	2.7	△ 0.5	25.0	35.0				
将来負担比率	-	-	-	350.0					
財政力指数	1.20	1.24	0.0						
経常収支比率	80.6	86.0	5.4						

- (注) 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。

※表示単位未満を四捨五入しているため、計や差引が符合しない場合がある。